



長瀬町高齢者福祉計画 介護保険事業計画

【令和6年度～令和8年度】

▶ 計画策定の趣旨

第9期計画では、計画期間中にすべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年を迎えることとなります。本町では、65歳以上の高齢者人口がピークを迎え、減少傾向で推移するなか、75歳以上の後期高齢者は増加傾向で推移し、要支援・要介護認定者が増加する一方、生産年齢人口が減少していくことが見込まれます。また、75歳以上の後期高齢者が令和10年頃にピークを迎えるとともに、高齢化率は上昇を続け、令和22（2040）年には50%を超えることが見込まれます。

そのため、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年、また、団塊ジュニア世代が75歳を迎える令和32（2050）年を見据え、これまで以上に中長期的な介護ニーズや生活支援ニーズ等の見込みを踏まえ、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策等を検討し、計画を策定することが重要となります。

本町では、このような状況を踏まえ、高齢者がいつまでもはつらつとした生活が送れるよう、在宅サービスの充実や住民の主体的な活動を支援し、「健康で はつらつとした 長寿のまちの創造」を実現するため、「第9期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

▶ 計画の位置づけ

本計画は、高齢者に関するすべての施策・事業を包括するものとして、「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体的に策定するとともに、「第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画」との整合性を図りつつ、保健医療福祉分野における関連諸計画との調和を保ち策定しました。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえるとともに、埼玉県「埼玉県高齢者支援計画」や「埼玉県地域保健医療計画」、他の関連計画等との整合性を確保します。

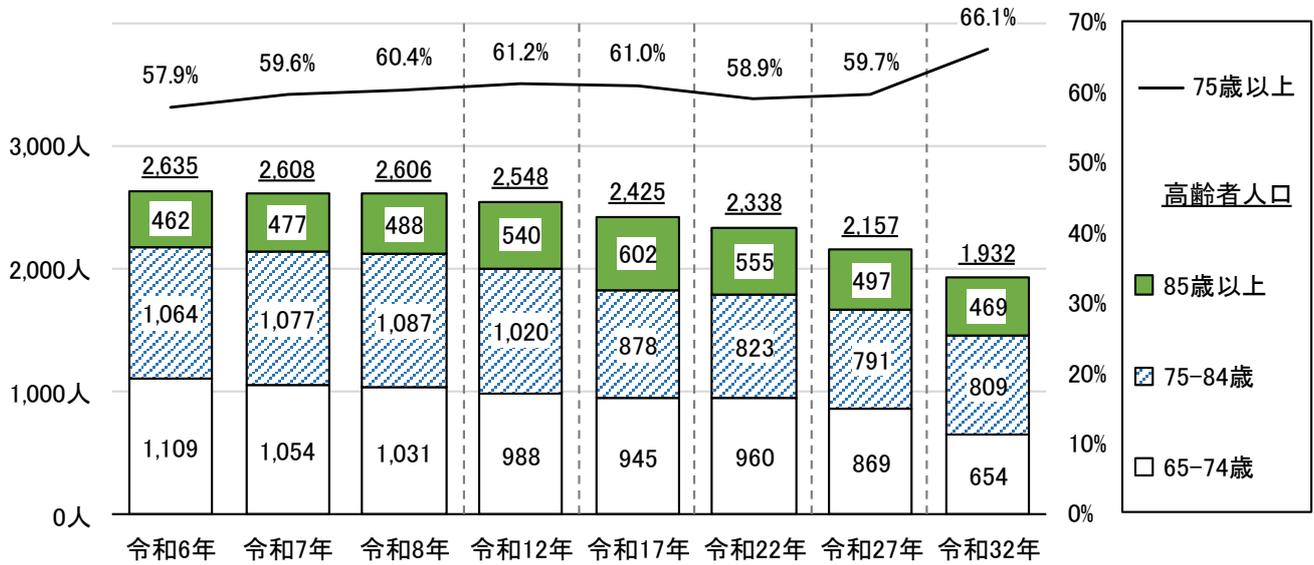
▶ 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までを目標年度とする3か年計画です。

年度	平成	令和			令和			令和			
	27	6	7	8	21	22	23	30	31	32	
	2015	2024	2025	2026	2039	2040	2041	2048	2049	2050	
計画期間	▲団塊の世代が65歳		▲団塊の世代が75歳			▲団塊ジュニア世代が65歳			▲団塊ジュニア世代が75歳		
	第6期	第9期			第14期			第17期			

▼高齢者人口の推計

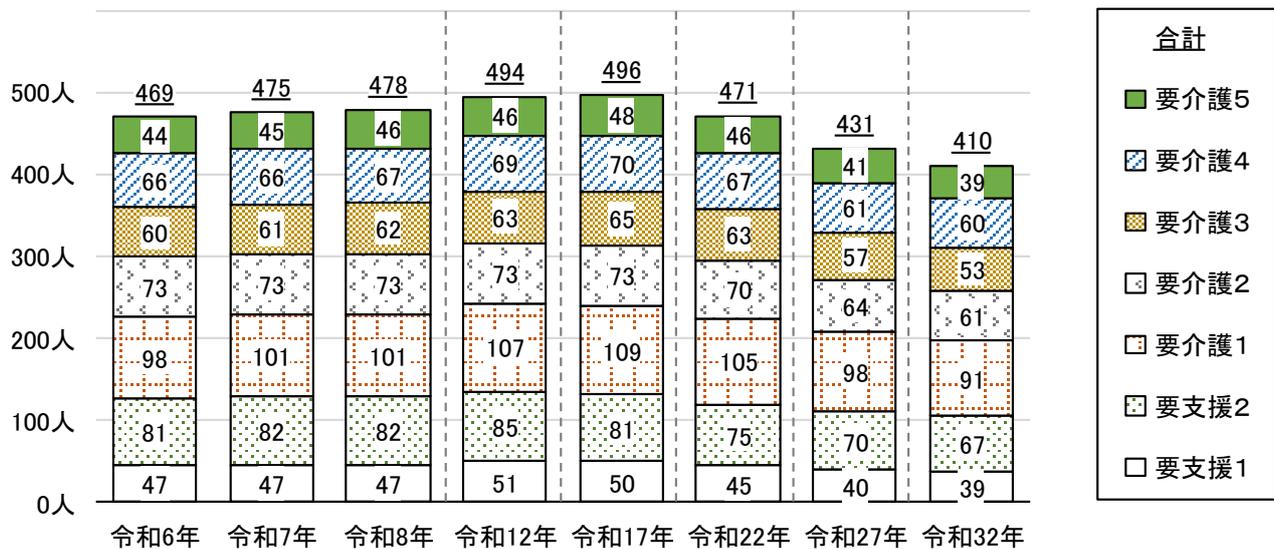
- 65～74歳の前期高齢者は減少を続け、令和12年に1,000人を下回ることが見込まれます。
- 75～84歳は計画最終年の令和8年にピークを迎え1,087人となること見込まれます。
- 85歳以上は増加傾向で推移し、令和17年にピークを迎え602人となること見込まれます。



資料：住民基本台帳に基づく推計（各年10月1日現在）

▼要支援・要介護認定者数の推計（要介護度別）

- 要支援・要介護認定者数は年々増加を続け、計画最終年の令和8年には478人となり、ピークを迎える令和17年には496人となること見込まれます。
- 令和22（2040）年には、認定者数が減少に転じますが、背景として、団塊ジュニア世代が高齢者となり、要支援・要介護認定を持たない高齢者が増加することなどが想定されます。



資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計（各年9月末現在）

▶ 基本理念

本町では、いつまでもはつらつとした生活が送れるよう、生きがいや健康づくりに力を入れており、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう、在宅サービスの充実のほか、住民の主体的な活動を支援しています。

第8期計画では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、健康で、生きがいを感じながら、自分らしく、自立して暮らすことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきました。また、制度や分野の枠にとらわれず、一人ひとりが世代や背景を超えてつながり、支え合い、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止のための介護予防教室や通いの場などの介護予防を推進するとともに、地域での支え合いを基本とした総合的な高齢者福祉施策を推進してきました。

今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年、また、団塊ジュニア世代が75歳を迎える令和32（2050）年を見据え、これまで以上に中長期的な介護ニーズや生活支援ニーズ等の見込みを踏まえ、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策等を検討し、計画を策定することが重要となります。

また、令和3年4月に社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けて、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれない地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するものであり、今後は重層的支援体制整備事業の実施を見据えた取組も必要となります。

本計画では、これまでの取組を継続するとともに、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となる地域包括ケアシステムのさらなる充実を図るため、基本理念を「健康で はつらつとした 長寿のまちの創造」と定め、計画を推進します。

健康で はつらつとした 長寿のまちの創造



▶ 基本目標

基本目標 1 地域包括ケアシステムの進化・推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、中長期的な視点を踏まえ、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化させ推進します。

地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、地域包括ケアシステムの構築状況の点検・評価や既存の施策の充実、関係機関等との連携を強化するとともに、身近な地域における生活支援体制の整備を図ります。

▶▶ 目標達成のための主な施策

- 包括的支援事業【本編82～91頁】
- 地域包括ケアシステムの深化・推進【本編101～104頁】

基本目標 2 介護予防・重度化防止・社会参加の推進

高齢者が生きがいを持って健康な生活を継続することができるよう、地域の実態把握・課題分析を行い、地域における共通の目標を設定・共有し、幅広い専門職の関与を得ながら、介護予防・重度化防止の取組を進めます。

また、心身の機能低下を防ぐフレイル予防や社会参加の観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、疾病予防・重症化防止に努めます。

地域の通いの場への参加推進にあたっては、新型コロナウイルスの流行等により低下した参加率の向上に努めます。

▶▶ 目標達成のための主な施策

- 介護予防・日常生活支援総合事業【本編77～82頁】

基本目標 3 認知症施策の推進

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策推進大綱の中間評価、認知症基本法及び国の基本計画を踏まえ、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を推進します。

▶▶ 目標達成のための主な施策

- 認知症施策の推進【本編88～89頁】
- 認知症サポーター養成講座【本編94頁】

基本目標 4 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護の連携は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなど、様々な局面で求められており、今後その役割はより一層高まることが想定されます。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、現状の把握・分析を行い、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等の連携を推進します。

▶▶ 目標達成のための主な施策

- 在宅医療・介護連携の推進【本編86～87頁】

基本目標 5 生活支援体制の整備

単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者が増加する現状のなか、高齢者が住み慣れた地域でつながりを築き、生きがいを持ちながら安心して生活していくためには、日常生活を支えていく生活支援サービスの充実が必要です。

生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の参加促進を一体的に図り、高齢者を支える地域の支え合い助け合いの体制づくりを推進します。

▶▶ 目標達成のための主な施策

- 生活支援サービスの体制整備【本編90～91頁】

基本目標 6 暮らしやすい生活環境の整備

高齢者とその家族が安全に安心して暮らしていくためには多様な福祉サービスや生活支援サービス等が必要であることから、保健、医療、介護、福祉の分野が連携しサービスや取組を充実するとともに、労働、交通、防犯、防災等の関係機関との連携を強化し、高齢者が暮らしやすい環境づくりに努めます。

また、災害や感染症への対策として、高齢者が安心して生活することができるよう、関連計画を踏まえた取組を推進します。

▶▶ 目標達成のための主な施策

- 高齢者福祉施策【本編49～62頁】
- 災害や感染症対策に係る体制整備【本編103～104頁】

基本目標7 介護サービスの基盤整備

高齢者の自立支援や尊厳のある生活の継続を可能とするとともに、家族介護者への支援や介護離職防止を図るため、在宅サービスを充実・強化するとともに、必要な施設の整備や有効活用等に努めます。

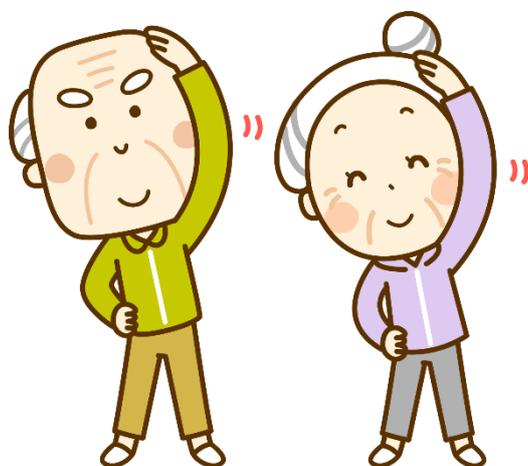
また、利用者のきめ細かなニーズに対応できるよう、中長期の視点を踏まえ、サービス提供に必要な介護人材の確保及び資質の向上並びに業務の効率化及び質の向上に努めます。

今後も介護給付費は増加することが見込まれるため、適正に要介護認定を行うとともに、適切なケアマネジメント及びサービス提供ができるよう、給付実績の活用や県との協議等により介護給付の適正化に努めます。

家族介護者等への支援に向けては、県の「埼玉県ケアラー支援条例」の基本理念である、「全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる」ように、県や関係機関等と連携を図りながら支援に努めます。

➤ 目標達成のための主な施策

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ●居宅サービス【本編65～70頁】 | ●地域密着型サービス【本編71～73頁】 |
| ●施設サービス【本編73～74頁】 | ●給付費適正化事業【本編91～92頁】 |
| ●家族介護支援事業【本編93頁】 | ●介護給付適正化の推進【本編105頁】 |



高齢者福祉施策	在宅福祉サービスの充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅支援訪問介護事業 2 在宅支援短期入所生活介護事業 3 在宅支援通所介護事業 4 生活管理指導等短期宿泊事業 5 福祉有償運送 6 緊急通報システム等 7 ネットワーク支援 8 見守り活動 9 日常生活用具の貸与 10 紙おむつ排出用ごみ袋支給事業 11 ねたきり老人手当、介護手当の支給
	地域福祉活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉協議会の活動 2 ふれあいいきいきサロン事業 3 ボランティアセンター 4 地域支え合い事業
	生活の場と居場所の提供	<ol style="list-style-type: none"> 1 養護老人ホーム 2 ケアハウス 3 有料老人ホーム 4 サービス付き高齢者向け住宅 5 いきいきプラザ 6 保健センター 7 中央公民館 8 世代間交流支援センター「ひのくち館」 9 高齢者障がい者いきいきセンター「いきいき館」 10 多世代ふれ愛ベース長瀬
	生きがい活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 学習教養活動 2 世代間交流活動 3 スポーツ・レクリエーション活動 4 老人クラブ 5 シルバー人材センター
	福祉のまちづくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 バリアフリーの推進 2 あんしんサポートネットの活用 3 高齢者の住まいの安定的な確保
介護保険事業	介護サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 居宅サービス 2 地域密着型サービス 3 施設サービス
	地域支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防・日常生活支援総合事業 2 包括的支援事業 3 任意事業



▶ 第1号被保険者の保険料

令和6年度から令和8年度までの3年間の所得段階別保険料は次のとおりです。

■所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	負担割合	年額(円)	月額(円)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で 前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.455	31,120	2,593
第2段階	世帯全員が町民税非課税で 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.685	46,850	3,904
第3段階	世帯全員が町民税非課税で 前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	基準額 ×0.69	47,190	3,933
第4段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税で 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.90	61,560	5,130
第5段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税で 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方	基準額	68,400	5,700
第6段階	本人が町民税課税で 前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	82,080	6,840
第7段階	本人が町民税課税で 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	88,920	7,410
第8段階	本人が町民税課税で 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	102,600	8,550
第9段階	本人が町民税課税で 前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	116,280	9,690
第10段階	本人が町民税課税で 前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	129,960	10,830
第11段階	本人が町民税課税で 前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	143,640	11,970
第12段階	本人が町民税課税で 前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	157,320	13,110
第13段階	本人が町民税課税で 前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.40	164,160	13,680

※第1～3段階は負担軽減前の額（公費によって負担が軽減されます）。

第9期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行日：令和6年3月

発行：長瀬町役場 福祉介護課

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上 1035 番地 1

TEL：0494-66-3111

URL：<https://www.town.nagatoro.saitama.jp/>